

伊勢崎市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書)

第3条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公開請求をしようとする者の区分及び連絡先の電話番号
- (2) 公開請求に係る行政情報の公開方法の区分
- (3) 条例第5条第5号の規定により市の行政に直接的な利害関係を有するものが公開請求をしようとする場合にあつては、その利害関係の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項の公開請求書は、行政情報公開請求書（様式第1号）によるものとする。

(行政情報公開決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政情報の全部を公開する旨の決定 行政情報公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政情報の一部を公開する旨の決定 行政情報部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政情報の全部を公開しない旨の決定
 - ア イ及びウに掲げる以外るとき 行政情報非公開決定通知書（様式第4号）
 - イ 条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき 行政情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5号）
 - ウ 行政情報を保有していないとき 行政情報不存在決定通知書（様式第6号）

2 条例第7条第2項の規定により、公開請求に係る行政情報が公開決定等の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、公開しない理由が消滅する期日として、前項に規定する通知に付記するものとする。

(公開決定等の期間の延長)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長通知書（様式第7号）

により行うものとする。

- 2 条例第12条第3項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長特例通知書（様式第8号）により行うものとする。

（事案移送通知書）

- 第6条** 条例第13条第1項の規定による通知は、行政情報の公開請求に係る事案移送通知書（様式第9号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

- 第7条** 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 公開請求の年月日
- （2） 公開請求に係る行政情報に記録されている第三者に関する情報の内容並びに当該行政情報の件名又は内容
- （3） 照会する理由
- （4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 2 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知は、行政情報の公開に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

- 3 条例第14条第1項及び第2項の意見書は、行政情報の公開に係る意見回答書（様式第11号）によるものとする。

- 4 条例第14条第3項の規定による通知は、意見書提出の行政情報を公開決定した旨の通知書（様式第12号）により行うものとする。

（行政情報の閲覧の方法等）

- 第8条** 行政情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政情報を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者に対し、行政情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の公開の方法）

- 第9条** 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。ただし、電磁的記録媒体への複写については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

- （1） 音声データ又は映像データ
 - ア 専用機器により再生したものの視聴

- イ 光ディスクに複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録
 - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの視聴
 - ウ 光ディスクに複写したものの交付（当該方法による開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

（行政情報の写しの交付部数）

第10条 行政情報の公開を行う場合において、当該行政情報の写しを交付するときの交付部数は、行政情報1件につき1部とする。

（公開の実施の催告）

第11条 条例第15条第3項の規定による催告は、行政情報の公開の実施に係る催告書（様式第13号）により行うものとする。

（特定の行政情報）

第12条 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める行政情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第3号様式による建築計画概要書
- (2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）別記様式第2又は別記様式第2の2による開発行為許可申請書及び伊勢崎市開発行為等の規制に関する規則（平成17年伊勢崎市規則第161号）様式第1号による設計説明書、都市計画法施行規則第16条第2項に規定する設計図、同規則第17条第1項に規定する開発区域位置図及び開発区域区域図その他の開発行為の許可に係る申請書の添付図書
- (3) 伊勢崎市開発行為等の規制に関する規則第7条第1項に規定する開発行為の変更に係る申請書及び変更説明書、変更説明図その他の開発行為の変更に係る申請書の添付図書

（手数料の免除）

第13条 条例第16条第3項の規定により手数料の免除を受けようとするものは、行政情報の公開を受けるときまでに、免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、行政情報公開手数料免除申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、行政情報公開手数料免除申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定を行い、当該申請書を提出したものに対し、行政情報公開手数料免除承認通知書（様式第15号）又は行政情報公開手数料免除不承認通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(行政情報の写しの作成及び送付に要する費用)

第14条 条例第16条第5項の規定による行政情報の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 業務委託による写しの作成に際し、プログラムの作成その他の特別の処理を必要とする場合において、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、特別の処理の終了後精算して、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

3 条例第16条第5項の規定による行政情報の写しの送付に要する費用は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による発送に要する料金に相当する額とする。

4 前3項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用の減免)

第15条 条例第16条第6項の規定による費用の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する者が行政情報の写しの交付を受ける場合とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、行政情報の公開請求に係る費用減免申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第16条 条例第18条第4項の規定による通知は、伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第18号）により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第17条 条例第19条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく行政情報を公開決定した旨の通知書（様式第19号）により行うものとする。

(行政情報の任意的公開の申出)

第18条 条例第20条第2項の規定による申出は、行政情報任意的公開申出書（様式第20号）により行うものとする。

2 前項の申出に対する回答は、行政情報任意的公開回答書（様式第21号）により行うものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第19条 条例第21条第2項に規定する市政情報を提供する場所として、本庁舎及び各支所庁舎に市民情報コーナーを設置する。

2 前項の市民情報コーナーの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(出資等法人の情報公開)

第20条 条例第22条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会
- (2) 公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社
- (3) 一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会
- (4) 一般財団法人さかい・ふるさと創生基金

(実施状況の公表)

第21条 条例第25条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

- (1) 公開請求件数
- (2) 公開決定等件数
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) その他必要な事項

(適用除外の行政情報)

第22条 条例第26条第5項に規定する規則で定める行政情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条第4項に規定する選挙人名簿の抄本
- (2) 公職選挙法第30条の2第5項に規定する在外選挙人名簿の抄本

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第14条関係）

	区分	金額
乾式の複写機による写しの作成	日本産業規格A列4番の大きさまでの用紙のもの	白黒複写1枚につき 10円
		カラー複写1枚につき 50円
	日本産業規格A列4番の大きさを超え、日本産業規格A列3番の大きさまでの用紙のもの	白黒複写1枚につき 10円
		カラー複写1枚につき 50円

プリンタによる出力	日本産業規格A列4番の大きさ	白黒出力1枚につき 10円
	までの用紙のもの	カラー出力1枚につき 50円
	日本産業規格A列4番の大きさ	白黒出力1枚につき 10円
	を超え、日本産業規格A列3番の大きさまでの用紙のもの	カラー出力1枚につき 50円
業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）による複写の作成	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写のもの	1枚につき200円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他のもの	1枚につき200円

備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号(第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

行政情報公開請求書

年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

住 所
 氏 名
 (法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 ()

伊勢崎市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する者 (学校の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事業所等の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 上記以外のもので、市の行政に直接的な利害関係を有するもの (利害関係の内容を具体的に記入してください。)]
公開を必要とする理由(任意)	
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送等希望)
備 考	

- 注 1 公開請求に係る行政情報の件名又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。
 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 記載内容に不備がある場合は、伊勢崎市情報公開条例第6条第2項の規定により、補正を求めることがあります。

行政情報公開決定通知書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付で請求のあった行政情報の公開については、次のとおり公開することと決定したので、伊勢崎市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容			
公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
	なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を担当部課まで御連絡ください。		
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送等希望)
担当部課	電話番号	部 課	係 (内線)
備考			

- 注 1 行政情報の公開により得た情報は、伊勢崎市情報公開条例第4条の規定により、適正に使用しなければなりません。
 2 行政情報の公開を受ける際には、この通知を担当者に提示してください。

様式第3号(第4条関係)
 様式第3号(第4条関係)

行政情報部分公開決定通知書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、伊勢崎市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容		
公開をしない部分及び理由	(公開をしない部分の概要) 伊勢崎市情報公開条例第7条第1項第 号に該当(理由)	
公開の日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分～ 午後
	場所	なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を担当部課まで御連絡ください。
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送等希望)	
※非公開部分を公開することができる期日		
担当部課	部	課 係
	電話番号	(内線)
備考		

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 行政情報の公開により得た情報は、伊勢崎市情報公開条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 行政情報の公開を受ける際には、この通知を担当者に提示してください。
- 3 ※の欄は、非公開部分が期間の経過により公開することができるもので、かつ、公開することができる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

行政情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開については、次のとおり公開しないことと決定したので、伊勢崎市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
公開をしない理由	伊勢崎市情報公開条例第7条第1項第 号に該当(理由)
※行政情報を公開することができる期日	
担 当 部 課	部 課 係 電話番号 (内線)
備 考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月

以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※の欄は、非公開部分が期間の経過により公開することができるもので、かつ、公開することができる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

行政情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報については、伊勢崎市情報公開条例第10条の規定により、次のとおり行政情報の存否を明らかにしないことと決定したので、同条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
行政情報の存否を明らかにしない理由	
担 当 部 課	部 課 係 電話番号 (内線)
備 考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

行政情報不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報については、保有していないため、次のとおり行政情報の不存在の決定をしたので、伊勢崎市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
行政情報を保有していない理由	
担 当 部 課	部 課 係 電話番号 (内線)
備 考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

行政情報公開決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開については、伊勢崎市情報公開条例第12条第1項に規定する期間内に請求に対する公開決定等を行うことができないので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、公開決定等をしたときは、速やかに通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
伊勢崎市情報公開条例第12条第1項に規定する決定期間	年 月 日まで
延長する期間	年 月 日まで
延長する理由	
担当部課	部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

行政情報公開決定等期間延長特例通知書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開については、伊勢崎市情報公開条例第12条第3項の規定により、請求のあった日の翌日から起算して60日以内に行政情報のうちの相当部分について公開決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に公開決定等をしますので、次のとおり通知します。

なお、公開決定等をしたときは、速やかに通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
伊勢崎市情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日まで
伊勢崎市情報公開条例第12条第3項を適用する理由	
行政情報の相当部分について公開決定等をする期限	年 月 日まで
残りの行政情報について公開決定等をする期限	年 月 日まで
担 当 部 課	部 課 係 電話番号 (内線)
備 考	

行政情報の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



伊勢崎市情報公開条例第5条の規定に基づき、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政情報について公開請求がありました。当該行政情報を公開するかどうかの決定を行う際にあなた(貴団体)の意見が必要と認められますので、同条例第14条第1項(第2項)の規定により意見を求めます。

つきましては、別紙「行政情報の公開に係る意見回答書」を 年 月 日までに提出してください。

公開請求年月日	年 月 日
公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
公開請求に係る行政情報に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
照会する理由	
意見書の提出先 (担当部課)	部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

注 提出期限までに「意見回答書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終了し、行政情報の公開が行われる場合があります。

行政情報の公開に係る意見回答書

年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で照会のあった行政情報の公開に係る意見について、次のとおり回答します。

意 見

(該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は、(1)欄及び(2)欄も記入してください。)

1 公開することについて支障がない。

2 公開することについて支障がある。

(1) 公開により支障がある部分

(2) 支障がある理由

意見書提出の行政情報を公開決定した旨の通知書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付け 第 号で意見照会したあなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政情報について、次のとおり公開することと決定したので、伊勢崎市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容			
公開請求に係る行政情報に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容			
公開決定をした理由			
公開決定の種類	全部公開	部分公開	(公開をしない部分)
公開を実施する年月日	年 月 日		
担当部課	電話番号	部	課 係 (内線)
備考			

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

行政情報の公開の実施に係る催告書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで請求のあった行政情報の公開については、(その一部を) 公開することと決定し、年 月 日付け 第 号により公開の実施及び日時を指定して通知しましたが、おいでいただけませんでした。

そこで、あらためて公開の日時及び場所を次のとおり指定しますので、おいでください。

なお、正当な理由なく、公開の実施に応じないときは、伊勢崎市情報公開条例第15条第3項の規定により、行政情報の公開を実施したものとみなします。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容			
あらためて指定する公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分～ 午後
	場所		
	なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を担当部課まで御連絡ください。		
担 当 部 課	部	課	係
	電話番号	(内線)	
備 考			

注 行政情報の公開を受ける際には、年 月 日付け 第 号の通知とこの通知を担当者に提示してください。

行政情報公開手数料免除申請書

年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付けで公開請求した行政情報の公開に係る手数料について、伊勢崎市情報公開条例第16条第3項の規定による免除を受けたいので、次のとおり申請します。

公開請求に係る行政情報の件名又は内容	
申 請 理 由	伊勢崎市情報公開条例第16条第3項第 号該当

注1 申請理由には、公開請求の目的、利害関係の内容等について具体的に記載してください。

2 手数料の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

行政情報公開手数料免除承認通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで申請のあった行政情報の公開に係る手数料の免除については、次のとおり承認することと決定したので、伊勢崎市情報公開条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

手数料免除申請に係る行政情報の件名又は内容	
免除する内容	
担当部課	部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

注 行政情報の公開を受ける際には、この通知を担当者に提示してください。

行政情報公開手数料免除不承認通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けで申請のあった行政情報の公開に係る手数料の免除については、次のとおり承認しないことと決定したので、伊勢崎市情報公開条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

手数料免除申請に係る行政情報の件名又は内容	
不承認の理由	
担当部課	部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として(訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号 (第15条関係)
様式第17号(第15条関係)

行政情報の公開請求に係る費用減免申請書

年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付けで公開請求した行政情報の写しの作成及び送付に要する費用の減免を、次のとおり申請します。

申 請 理 由	
申 請 額	円

注 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている方は、生活保護受給証明書を添付してください。

様式第18号 (第16条関係)
様式第18号(第16条関係)

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けの審査請求について、次のとおり伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、伊勢崎市情報公開条例第18条第4項の規定により通知します。

審査請求の対象 となった決定	年 月 日付け 第 号
	----- (決定の内容)
審査請求に係る行政 情報の件名又は内容	
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担 当 部 課	部 課 係 電話番号 (内線)
備 考	

様式第19号 (第17条関係)
 様式第19号(第17条関係)

審査請求に対する裁決に基づく行政情報を公開決定した旨の通知書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



あなた(貴団体)に関する情報が記録されている行政情報について、 年 月 日
 付けであった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり公開することと決定したので、伊勢
 崎市情報公開条例第19条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報 の件名又は内容			
公開請求に係る行政情報 に記録されているあなた(貴団体) に関する情報の内容			
公開決定をした理由			
公開決定の種類	全部公開	部分公開	(公開をしない部分)
公開を実施する年月日	年 月 日		
担当部課	電話番号	部 課 (内線)	係
備考			

行政情報任意的公開申出書

年 月 日

(宛先)伊勢崎市長

住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

行政情報の任意的公開を受けたいので、伊勢崎市情報公開条例第20条第2項により、次のとおり申し出ます。

行政情報の件名 又は内容	(情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送等希望)
備考	

注 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。

行政情報任意的公開回答書

第 号
 年 月 日

様

伊勢崎市長



年 月 日付けであなたから任意的公開の申出のあった行政情報について

は、次のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{公開する} \\ \text{その一部を公開する} \\ \text{公開しない} \end{array} \right\}$ こととしたので、回答します。

行政情報の件名 又は内容		
公開をしない部分 及び理由	(公開をしない部分の概要) <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部() (理由)	
公開の日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分～ 午後
	場所	なお、当日御都合の悪い場合には、あらかじめその旨を担当部課まで御連絡ください。
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送等希望)	
※非公開部分を公開 することができる 期日		
担 当 部 課	部	課 係
	電話番号	(内線)
備 考		

- 注 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知を担当者に提示してください。
 2 ※の欄は、非公開部分が期間の経過により公開することができるもので、かつ、公開することができる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。